

議案第14号

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月26日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例中第8条の改正規定は公布の日から、第15条第1項第2号の改正規定は平成30年4月1日から施行する。